

各府省高齢者雇用アンケート及びヒアリング結果の概要（幹部職員以外）（抜粋）
（アンケートは平成19年12月～20年1月実施。全23府省庁から回答）

8 高齢期雇用職員に対する支援措置

- (1) 民間企業と同様の再就職支援セミナー、職業訓練、求職活動支援書の交付、自己啓発支援(教育訓練給付金等)の必要性
上記支援措置の必要性についての回答は以下のとおり

【高齢期雇用に関し、民間企業と同様の何らかの支援措置が必要であるとする府省庁
(21府省庁)】

- ① 「再就職支援のためのセミナー」が必要であるとする府省庁（5府省庁）
- ② 「再就職に必要な職業訓練」が必要であるとする府省庁（3府省庁）
- ③ 「求職活動支援書の交付」が必要であるとする府省庁（2府省庁）
- ④ 「自己啓発支援(教育訓練給付金等)」が必要であるとする府省庁（3府省庁）
- ⑤ その他（13府省庁）
 - ・官民人材交流センターによる再就職支援の強化等（2府省庁）
 - ・公務の実情に応じて（様々な）措置の検討が必要（2府省庁）
 - ・民間企業等での対応などを参考に支援策の検討が必要（2府省庁）
 - ・再就職支援のための一定期間の休暇の創設（1府省庁）
 - ・民間企業と同様の支援が望ましいが、財政的措置とのバランス等の検討が必要（1府省庁）
 - ・再就職支援や定年制度など的高齢者雇用についての今後の制度設計を踏まえて検討すべきだが、制度設計によっては支援措置が必要（1府省庁）
 - ・公務員制度のあり方、人事制度全般に係る総合的な検討の中で検討していくことが適切（1府省庁）
 - ・所要の支援の枠組みを設けることは職員が安んじて勤務に精励し、もって公務能率の向上に寄与し得る勤務環境を構築していく上で極めて重要（1府省庁）
 - ・若年のうちから退職後のライフプランを考える機会及び自己啓発を図るための機会を充実することが必要。また、資格取得に関する研修の実施、外部講習参加に対する支援等が必要（1府省庁）
 - ・退職後の職員の不安の解消や現職中において職務に専念できる環境を整備しておくことは必要（1府省庁）

※ 無記入（2府省庁）

(2) 高年齢雇用継続基本給付金制度等の収入減収に対する激変緩和措置の必要性
上記支援措置の必要性についての回答は以下のとおり

○必要であるとする府省庁（14府省庁）

○その他の意見（4府省庁）

- ・導入の要否については、国民の理解が得られるような十分な議論又は検討が必要（2府省庁）
- ・高年齢雇用継続基本給付金制度導入は望ましいが財政的措置とのバランス等の検討が必要（1府省庁）
- ・公務員制度のあり方、人事制度全般に係る総合的な検討の中で検討していくことが適切（1府省庁）
- ・年金支給開始年齢の引上げ、改正国家公務員法による再就職あっせん禁止等の再就職規制を踏まえれば、国家公務員にも同様の激変緩和措置の導入が望ましいが、給付金の原資の手当など基礎的な課題の解消が必要（1府省庁）

※ 無記入（5府省庁）

(3) 職員が65歳未満で失業した場合の失業に伴う生活費の支援の在り方
上記支援の在り方についての回答は以下のとおり

① 民間労働者並の給付は必要であるとする府省庁（10府省庁）

② その他の意見（11府省庁）

- ・失業した理由、経緯等による。（3府省庁）
- ・広汎な検討が必要（1府省庁）
- ・関係制度全体の姿がみえておらず、現時点ではなんともいえない。（1府省庁）
- ・何らかの支援措置が必要だが、国民の理解が得られるような十分な議論。検討が必要（2府省庁）
- ・国家公務員には身分保障制度があるため、求職者給付だけについて民間労働者との比較で論ずることは不適當。例えば、組織の統合改廃等により、分限免職とする場合には、再就職のあっせん（官民人材交流センターの活用）等を行うなど、何らかの形で職員の生活の安定を確保すべき。（1府省庁）
- ・組織の都合で離職を求めた場合には、何らかの支援は望ましいが、退職金制度との関係の整理が必要（1府省庁）
- ・公務員制度のあり方、人事制度全般に係る総合的な検討の中で検討していくことが適切（1府省庁）
- ・何らかの支援措置の検討が望ましいが、支援の原資の手当など基礎的な課題の解消が必要（1府省庁）

※ 無記入（2府省庁）

以 上